



がん対策を推進している保健センター

問 がん対策の具体的な取り組みについて問う。

辻浦

義浩 議員

新政クラブ

平成28年 第1回定例会

一般質問

3月4日(金)

(質問・答弁は質問者本人がまとめたものです)



答 本年6月に「肺がん」についての講演会を開催するとともに、学校との連携による出前講座などを実施する。また、各種がん検診の受診率の向上策として、対象者への意向調査を実施する。

問 地域包括支援体制の充実について問う。

答 地域包括ケアを担う関係機関・団体等を構成員とした「在宅医療・介護連携推進協議会」及び「生活支援体制協議会」を設置し、現状の共通理解や地域の課題の抽出、対応策の検討を行い、相互の連携に取り組む。

問 小学校の統合を今後どのような内容で進めていくのか問う。

答 伊達市立小中学校適正配置基本方針等に基づき、統合基準児童数に達する前の統合も見

据えながら、子どもたちの教育環境をより良いものにすることを第一に、保護者や地域との意見交換を進めていく。

小久保重孝 議員

青雲

問 道道南黄金長和線整備進捗状況と歩行者の安全対策について問う。

答 山下町から館山下町の700メートルについては平成27年度から用地買収を進めており、平成29年度完成を目指している。安全対策は学校や地域自治会の取り組みに頼らざるを得ない。早期完成を要望していく。

問 図書館の今後について市長はどう考えているのか問う。

答 合併後真つ先に図書館の建て替えをすべきだった。厳しい状況だがあきらめず可能性を見

い出したい。
●その他の質問
・まちづくりとボランティアについて



新しい建物が望まれている伊達市図書館

問 生涯活躍のまち日本版CCRC構想の概要及び財政支援について問う。

吉野

英雄 議員

無会派

答 地域再生計画の認定を受けると地方創生推進交付金が継続的に交付され安定的な事業が可能となる。国は28年度1千億円を創設、先駆的な取り組みを支援するとしている。

問 消費者基本法に規定する市の施策の実情及び特殊詐欺など複雑化する犯罪に対して道内53地区で設置されている消費者犯罪被害ネットワークの設置の考えを問う。

答 消費相談員を1名配置、道立消費者センターと連携し問題解決を図っている。伊達警察署、消費者協会と市の3者連絡会で情報共有を図り対応していく。



問 4月1日施行の障害者差別解消法への対応について問う。

答 今年度末までに道が作成する「対応マニュアル」により職員への

徹底を図る。障がいに関する正しい知識、理解を深めるための市民への周知を図っていく。

渡辺 雅子 議員

公明党

問 保育所待機児童 について現在登録されている2歳未満の待機児童の人数は21名だが、あきらめて登録せず悩んでいる方も多くいるなか、今後本市としての考えを問う。

答 3歳未満児専用保育所である、「ひまわり保育所」の増員・建て替えを早急に考えており土地が確保されれば直ぐにでも着工を考えている。保育士の人数についても現場の声を聞きながら考えていく。

問 北舟岡駅の道道 勾配の市道と駐輪場について問う。

答 現在の北舟岡駅広場全体を盛り土による崇上げを行い、駐車場、待合所、駐輪場を配置する計画であり、本年度は一部工事を行う予定。

本事業完成後は勾配が緩和され駅利用者の利便性の向上が図られると考えている。更に雨や雪も防げるように、屋根付き駐輪場となる。



北舟岡駅駐輪場と駅舎に向かう急勾配の道路

洞口 雅章 議員

青

雲

問 空き家調査結果 と空き家を活かした移住促進策、また、昨秋に立ち上げた空き家バンクの現状を問う。

答 五一〇件の空き家が確認された。空き家をリフォームして売却・賃貸する場合は補助等を検討し空き家バンク登録を勧め、アパートの空き室も調査し活用策を探る。

空き家バンクのアクセス数は、月に千から千五〇〇件ある。

市内に配布されている空き家バンク すみがパンフレット



問 市のホームページのコンテンツ検査の容易さの検証や、フェイスブックに伊達の歴史や公募したビューポイント写真の活用が有効と思うが対応を問う。

答 インターネットの活用に関し全庁的に取り組みを再検討し、フェイスブック運用に関し提

案された内容を検討していく。

問 飲食店店舗改装 事業は補助金申請がなかったと聞いているが、中心市街地活性化策の今後の展開を問う。

答 補助を受ける側もそれなりの負担があり、今の経済状況では難しかった。今後は商店会や商工会議所から新たな要望があれば協議をしていく。



委員会報告

総務文教

常任委員会

委員長

菊地清一郎

「伊達市過疎地域自立促進市町村計画について」

「過疎地域自立促進特別措置法」の一部が改正され、その失効期限が5年間延長されたことに伴い、平成28年4月1日から平成33年3月31日までを計画期間とする、新たな「過疎地域自立促進市町村計画」を策定することについて、議会の議決を求めるもの。

審査の中では、

質疑▼本計画の人口推計の策定にあたって使用したのは、国の方針を元にしたデータなのか。

答弁▼本計画の人口推計の策定については、平成

22年度に行われた国勢調査の結果をベースとして策定した。

■「新市建設計画の変更について」

「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」の改正により、新市建設計画に基づく合併特例債の発行期間が5年間延長されたことに伴い、計画期間を平成32年度末まで延長し、その内容を変更することについて「市町村の合併の特例に関する法律」の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

■「室蘭市との間において定住自立圏形成協定の一部を変更することについて」

平成22年9月に室蘭市との間において締結した「定住自立圏形成協定」の一部を変更するため、「伊達市定住自立圏形成協定

の議決に関する条例」の規定により、議会の議決を求めるもの。

審査の中では、質疑▼共生ビジョン懇談会とあるが、ここで議論されたことがこの計画に反映されているか。

答弁▼共生ビジョン懇談会での協議内容については、参考意見として共生ビジョンに反映されている。

■「伊達市職員の退職管理に関する条例」

「地方公務員法」の改正に伴い、退職管理制度が設けられたことから、本市においても退職者の適正な管理を図るため、条例の制定を行うことについて、議会の議決を求めるもの。

■「伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会及び行政不服審査に関する条例」

「行政不服審査法」の改正に伴い、「伊達市情報公開・個人情報保護審査会」

を改組するなど所要の規定をすることについて、議会の議決を求めるもの。

■「伊達市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」

「行政不服審査法」及び「同法施行令」の改正に伴い、所要の条例改正することについて、議会の議決を求めるもの。

■「伊達市情報公開条例及び伊達市個人情報保護条例の一部を改正する条例」

「行政不服審査法」等の改正に伴い、「伊達市情報公開条例」及び「伊達市個人情報保護条例」にかかる不服審査の規定について、所要の条例改正を行うことについて、議会の議決を求めるもの。

■「伊達市行政手続条例の一部を改正する条例」

「行政手続法」の改正に伴い、行政指導や処分に係る規定を追加するため所要の条例改正を行うことについて、議会の議決を求めるもの。

■「伊達市事務分掌条例の一部を改正する条例」

平成28年4月1日付けの市の組織機構の見直しによる市民部の廃止及び健康福祉部の新設に伴い、同部と総務部の事務分掌を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

審査の中では、質疑▼市民部がなくなることにより、該当部長にかかる負担はどうなるのか。

答弁▼一本化されることにより、連携が取れるようになり、影響はないと思われる。

■「伊達市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」

「学校教育法」の改正に伴い、所要の条例改正を行うことについて、議会の議決を求めるもの。

■「伊達市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」

「地方公務員法」及び「行政不服審査法」の改正に伴い、報告事項の規定を改めるなど、所要の条例改正を行うことについて、議会の議決を求めるもの。

■「議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」

■「伊達市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例」

■「伊達市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」

官民格差に基づく給与水準の改定等を行うため、平成27年8月6日付で人事院から出された国家公

務員の給与に関する勧告について、政府が勧告どおりの実施を閣議決定し、「一般職の職員の給与に関する法律」が改正されたことから、本市においても、国に準じた給与決定の原則に基づき、所要の条例改正を行うもの。

また、「地方公務員法」の改正により、人事評価制度を導入することに伴い、所要の条例改正を行うことについて、議会の議決を求めるもの。

■「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」

「地方公務員災害補償法施行令」の改正に伴い、所要の条例改正を行うことについて、議会の議決を求めるもの。

■「大滝国際交流ゲストハウス条例を廃止する条例」

「公の施設」としての「ゲストハウス」を廃止し、国際交流職員の住宅として管理するため、同施設の設置条例を廃止することについて、議会の議決を求めるもの。

審査の中では、**質疑**▼これからは、国際交流職員の住居として使用することなのか。

答弁▼施設全てが国際交流職員の住居という扱いとなるが、今までどおり市民の方も利用できることとする。

以上、付託された16案件は、全員一致で「原案のとおり可決すべきもの」と決定いたしました。



■「伊達市看護師等修学資金貸付条例について」

市内の医療機関等で看護師等の業務に従事する意思のある方を対象に、看護学校等の修学資金の貸付と返還の免除に関する規定を設けることにより、市内における看護師等の確保及び質の向上に資するため、条例を制定するもの。

審査の中では、**質疑**▼この制度の周知の方法はどのように考えているのか。

答弁▼若い方の利用が多いと思われるため、ホームページやフェイスブックを中心に周知することを考えている。

質疑▼准看護師の資格取得の際にこの制度を利用し、数年後に正看護師の資格取得の際に再度この制度を利用することは可能か。

答弁▼当初は想定していなかったが、制度の趣旨からすれば可能である。などの質疑がなされました。

■「伊達市営住宅敷金基金条例について」

現在「歳入歳出外現金」として管理している市営住宅等の敷金について、确实かつ効率的に運用管理するため、市営住宅敷金の基金設置条例を制定するもの。

質疑▼この基金の財源となる現在預かっている敷金の現金残高はどのくらいあるのか。

答弁▼平成28年3月8日現在でお預かりしている敷金残高は4755万9660円となっている。

質疑▼現在住んでいる市営住宅から別の市営住宅へ移動した場合の敷金の取り扱いはどうなっているのか。

答弁▼現在の敷金と移動後の敷金の差額は徴収している。などの質疑がなされました。

■「伊達市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」

「国民健康保険法施行規則」の改正に伴い、国民健康保険税の減免の届出に必要な事項を規定するため、所要の条例改正を行うもの。

■「伊達市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」

「地方公営企業法」の規定に基づき、水道事業の「剰余金の処分」に係る必要事項並びに「利益の処分」及び「資本金への組入れ」について新たに規定するため、所要の条例改正を行うもの。

質疑はありませんでした。以上、付託された4案件は、全員一致で「原案のとおり可決すべきもの」と決定いたしました。

